
プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発

項目 第 341 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 341 回企業会計基準委員会（2016 年 7 月 25 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

意見募集文書に記載された論点への検討

論点 7 返品権付き販売

（課題 1 について）

2. 現在の実務における返品調整引当金の金額規模により、手当を行うかどうかを検討することが考えられる。実務における金額規模が大きくないとしても個々の企業にとって重要性のあるケースが多い場合には、手当を行うことも考えられるのではないかな。
3. 返品については特定の業種に影響が集中しているものと考えられる。財務諸表や対応する場合のコストに極めて大きな影響を及ぼす場合には、業種の実態に応じて対応を考えるべきではないか。また、当面の間、税務上の対応がなされないのであれば、一時的に選択適用を認めるという方法も検討することが考えられるのではないかな。
4. IFRS 第 15 号の表現を見直したものには、返品権付き販売の定義が含まれていないが、IFRS 第 15 号が想定するものと異ならないように返品権付き販売の対象範囲を明確にする必要があると考えられる。
5. IFRS 第 15 号における返品権付き販売が対象である場合には、影響が特定の業種に限定され、表示のみの問題であれば、特段の対応は必要ではないのではないかな。
6. 返品権付き販売について、日本基準において収益認識される金額の方が客観性があると考えられ、少なくとも日本基準における実務における会計処理を禁止することはないのではないかな。また、日本基準における実務と IFRS 第 15 号について会計方針の選択として両方の取扱いを認めても、大きな不整合が生じる懸念はないのではないかな。

論点 6 変動対価

(会計基準等の文章に関する様式について)

7. 変動対価の見積方法については企業会計基準適用指針に含めることが提案されており、変動対価の見積りの制限については企業会計基準に含めることが提案されているが、どちらが上位概念なのかを整理したうえで検討を行わないと規定の意味が変わってくる可能性があるのではないか。

(課題 2 について)

8. 仮価格に基づく取引については、仮価格自体がすでに見積られたものであると考えられる。

(課題 3 について)

9. 対価が変動することは明白である場合に、それを反映しない会計処理を認めるという対応方法については懸念があるが、変動対価が収益の増額方向の場合にのみ見積りを行わないことを許容するという対応方法は大きな問題にはならないのではないか。日本基準においては、合理的に見積もることができないという理由で、収益及び費用について適切な認識ができない可能性があると考えられる。
10. 収益の減額方向の場合に引当金を計上するという議論があるが、増額方向の場合も併せて対応しないと会計操作に使われる可能性があるのではないか。
11. 変動対価の見積りの制限については、収益認識の減額方向を志向しているものと考えられ、収益が増額される可能性がある場合には、増額が確定してから認識するという考え方なのか明確ではないのではないか。

以 上